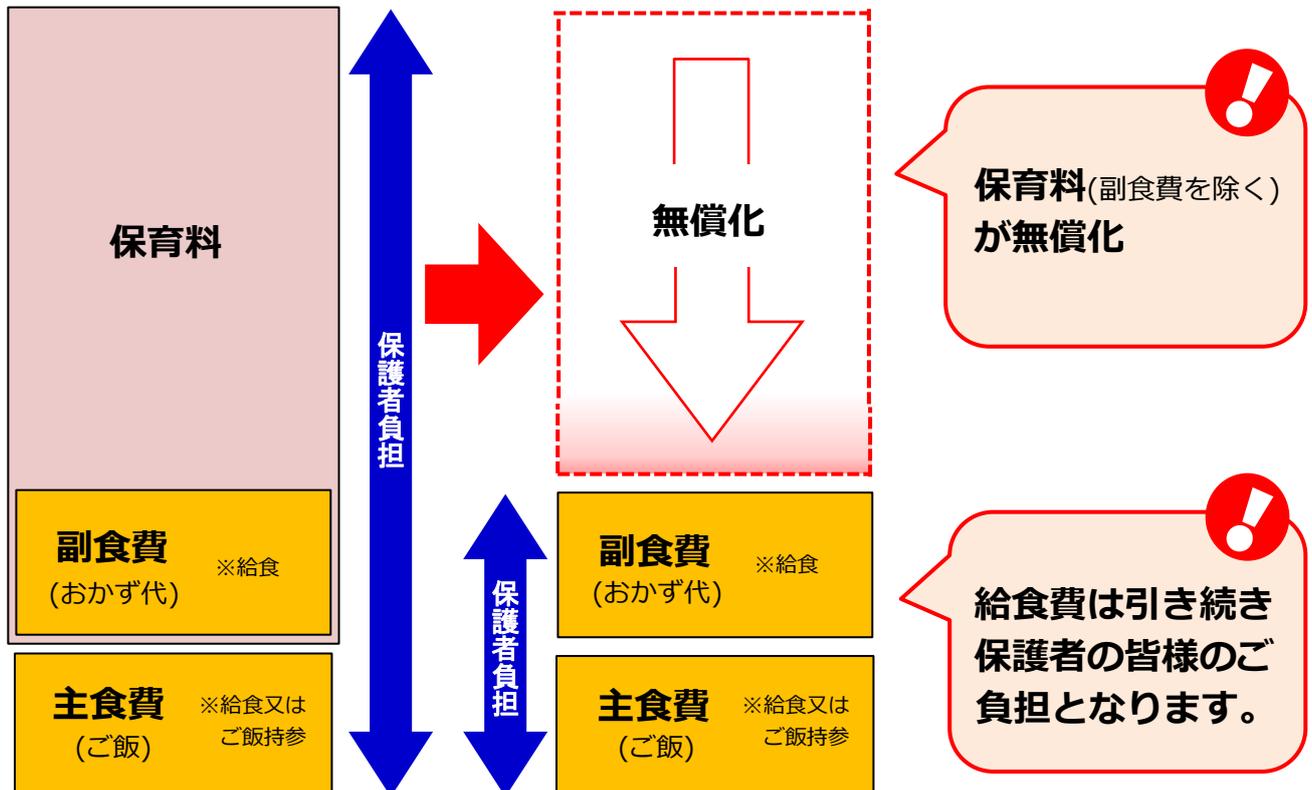


令和元年10月1日から、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの**保育料が無償化**されますが、**副食費（おかず代・おやつ代）の部分は、引き続き保護者の皆さまのご負担**となります。

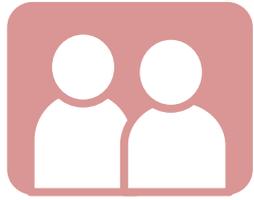
- 各施設の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。  
これまでも、副食費(おかず代・おやつ代)は、保育料の中に含まれており、保護者の皆さまには保育料の一部として、ご負担いただいていた。  
このため、各施設を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者のご負担となります。
- ただし、[年収 360 万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費が免除されます。

～これまで～

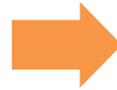
～無償化後（令和元年10月以降）～



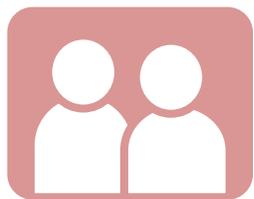
これまで



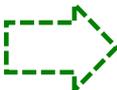
保護者の皆様



無償化後



保護者の皆様



市や園への保育料の支払は不要になりますが、新たに副食費を直接、園にお支払いただきます。



※給食費の金額は、園ごとに異なります。

## ○ 無償化後の給食費について

今回、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については、引き続き保護者の皆様にご負担いただくことになります。

無償化に伴い、今後は、**主食費**はこれまでどおり、**ご飯持参又は直接園にお支払いただき、副食費は新たに直接園にお支払いただくこと**になります。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 日向市役所こども課

電話

0982-52-2111